

## 新型コロナウイルス感染症に係る受講予定の延期又は払戻しの取扱い

当協会においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、以下の措置を講じ講習を実施しておりますが、最近の同感染症の全国及び佐賀県における感染拡大状況から、新型コロナウイルス感染症への感染を懸念すること等を理由とする受講の延期又は講習料の払戻しの取扱いについて、当面、下記のとおりとします。

- ・ 受付時に非接触型体温計により検温し 37.5℃以上の体温を検知した場合は受講を控えていただくこと
- ・ アルコール消毒液による手指の消毒
- ・ マスク着用の義務付け
- ・ 同机の受講者間にアクリル板の設置
- ・ 常時換気扇の稼働及び出入口の開放による換気の実施
- ・ 講師はマスク又はマウスシールド等を着用

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症への感染懸念等を理由とする次回以降への受講延期は認めます。
- 2 新型コロナウイルス感染症への感染懸念等を理由として受講しない場合は、事前連絡があっても講習料の払戻しはいたしません。
- 3 今後の感染状況や政府、佐賀県の対応方針の変更等状況の変化があった場合は、この取扱いを変更することがあります。